

平成28年4月より住宅版BELSの申請受付開始します ～建築物の省エネ性能表示のガイドラインに基づく第三者認証制度～

「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（建築物省エネ法）」に基づく表示制度が平成28年4月に施行されることに伴い、国土交通省では「建築物の省エネ性能表示のガイドライン（建築物のエネルギー消費性能の表示に関する指針）を制定しました。

ガイドラインに基づく第三者認証としてBELSが位置づけられるとともに、新たに評価対象に住宅を追加し、平成28年4月より申請受付開始しますのでお知らせ致します。

1. 制度の開始時期について

ガイドラインを踏まえたBELS制度の見直しにより、新たに住宅等が評価対象に追加されますが、建築主や建築物の所有者によるBELSの評価申請の受付などの制度の開始時期は4月1日（金）を予定しております。

BELS評価業務は当協会会員（登録住宅性能評価機関）で一定の要件を満たす評価機関（以下「BELS評価機関」）が実施しますが、新たにBELS評価機関になるための受付は3月14日（月）より開始します。BELS評価機関については、当協会ホームページより確認することができますが、本年4月に新たにスタートする住宅版BELS評価機関へ登録予定のある機関等は、別紙の通り（計45機関）となります。

住宅版BELSは、住宅性能表示制度の他、低炭素住宅認定制度、住宅金融支援機構によるフラット35S融資基準適合認定など、さまざまな仕組みとワンストップで申請することが可能となっており、申請の合理化を行うことが可能です。申請料金等の詳細については、申請を検討されている機関に直接お問い合わせください。

2. BELS制度に係る変更について

対象建築物に住宅を含むことがわかるように、英字名称に、Housingが加わり Building-Housing Energy-efficiency Labeling System と名称が改められるとともに、ビルをイメージしていた非住宅のマークに加え、一戸建ての住宅及び共同住宅等をイメージしたマークが新たに住宅のマークとして定められました。

また、表示星マークの区分については、住宅用途の追加や非住宅における用途毎の達成度の相違を鑑み、星マークの区分についても再検討を行い、住宅と非住宅2種の3種類の区分に見直しがなされました。

エネルギー消費性能の表示方法については、ガイドラインに基づく方法により、計算方法については、建築物エネ



ルギー消費性能基準等を定める省令（平成 28 年経済産業省令・国土交通省令第 1 号）に基づく方法となっています。

申請単位に変更はなく、既存・新築を問わず、また建築物、一戸建ての住宅、共同住宅等の住棟に加え、非住宅部分のテナントやフロア、共同住宅等の住戸などの部分評価も申請可能となっております。

省エネにおける法律に基づく第三者認証マークとして、各企業における省エネルギーを通じた社会貢献へのアピール、テナントのビルへの営業ツール、一戸建て住宅やマンション購入の判断基準ツールなど、さまざまな場面での活用を想定した制度となっております。

3. BELS 評価物件に関する情報提供等について

BELS 評価物件、申請者、設計者等は、当協会ホームページ上で情報提供が行われます。

※申請者、設計者、施工者等の個人名及び個別の建築物が特定される情報においては、承認が得られた場合のみ掲載させていただきます。

The screenshot shows the BELS website interface. On the left is a navigation menu. The main content area features a map of Japan with a callout for '群馬' (Gunma) prefecture. Below the map are three circular icons for '申請者一覧' (Applicant List), '設計者一覧' (Designer List), and '施工者一覧' (Contractor List). To the right, there are three detailed data tables:

- 都道府県別 BELS 事例一覧** (List of BELS cases by prefecture): A table with columns for '都道府県' (Prefecture), '用途' (Use), '評価年次' (Evaluation Year), '評価種別' (Evaluation Type), and '件数' (Number of Cases). It shows data for Gunma and other prefectures.
- BELS 評価書取得施工者一覧** (List of BELS evaluation certificate holders by contractor): A table with columns for '施工者' (Contractor) and '件数' (Number of Cases).
- BELS 評価書取得設計者一覧** (List of BELS evaluation certificate holders by designer): A table with columns for '設計者' (Designer) and '件数' (Number of Cases).
- BELS 評価書取得申請者一覧** (List of BELS evaluation certificate holders by applicant): A table with columns for '申請者' (Applicant) and '件数' (Number of Cases). It lists the top 5 applicants by number of cases.

Callouts provide additional information:

- A yellow callout points to the prefecture list, stating: "都道府県毎、用途毎、☆順に表示されます。" (Displayed by prefecture, by use, and in star order).
- A yellow callout at the bottom left states: "全ての BELS 評価書取得物件の一覧がエクセルでダウンロードできます。" (The list of all BELS evaluation certificate holders can be downloaded in Excel).
- A yellow callout at the bottom right states: "申請者、設計者、施工者について、BELS 評価取書得件数順に表示されます。(承認が得られた場合のみ対象)" (Regarding applicants, designers, and contractors, they are displayed in order of BELS evaluation certificate holders. (Only applicable if approved)).

4. <参考>BELS 制度説明会について

- 建築物省エネルギー性能表示制度（BELS）説明会 2016（事業者向け）

開催時間：3月16日（水）：13：30～15：30

場所：JA共済ビル 1F カンファレンスホール 東京都千代田区平河町 2-7-9

申し込み URL：お蔭様を持ちまして、受付を終了させていただきました。

- 平成 27 年度 住宅性能表示制度の評価方法基準等 Q & A（評価協会作成）及び住宅版BELS等に関する説明会（福岡・大阪での開催はすでに終了いたしました。）

開催日時：3月18日（金）：13：00～14：10

場所：飯田橋レインボービル 7階大会議室（東京都新宿区市谷船河原町 11 番地）

申し込み URL：お蔭様を持ちまして、受付を終了させていただきました。

来年度の説明会の実施については、決定次第、当協会ホームページ上（※）で情報提供する予定です。

以上

BELS 制度に関する情報提供ページ（「BELS」で検索）

建築物エネルギー性能表示制度について <http://www.hyoukakyokai.or.jp/bels/bels.html>

説明会等の実施について（協会トップページ 新着情報） <https://www.hyoukakyokai.or.jp/>

BELS 制度に関するお問い合わせ先

一般社団法人住宅性能評価・表示協会

技術部 宇治田（うじた）、菅野（すがの）、原瀬

TEL：03-5229-7440 FAX：03-5229-7443 bels@hyoukakyokai.or.jp

東京都新宿区神楽坂 1-15 神楽坂 1 丁目ビル 6 階

(別紙)

H28.4月の住宅版BELS登録予定機関一覧表¹⁾

機関名	住宅	非住宅 ²⁾
株式会社ハウスジーマン	○	
株式会社阪確サポート	○	
株式会社住宅あんしん保証	○	
一般財団法人秋田県建築住宅センター	○	
日本確認センター株式会社	○	
シー・アイ・ジャパン株式会社	○	
一般社団法人日本住宅性能評価機構	○	
株式会社 TSK 建築確認安全センター	○	○
株式会社東京建築検査機構	○	○
株式会社グッド・アイズ建築検査機構	○	○
日本E R I 株式会社	○	○
岡山県建築住宅センター株式会社	○	
INDI 株式会社	○	
株式会社札幌工業検査	○	
ハウスプラス確認検査株式会社	○	○
株式会社香川県建築住宅センター	○	
株式会社近確機構	○	
株式会社湘南建築センター	○	
株式会社 CI 東海	○	○
関西住宅品質保証株式会社	○	
株式会社ジェイネット	○	
株式会社神奈川建築確認検査機関	○	
株式会社西日本住宅評価センター	○	
株式会社千葉県建築住宅センター	○	
一般財団法人住宅金融普及協会	○	○
ハウスプラス中国住宅保証株式会社	○	○
株式会社確認サービス	○	○
株式会社愛媛建築住宅センター	○	
株式会社安心確認検査機構	○	
株式会社日本住宅保証検査機構	○	
九州住宅保証株式会社	○	
一般財団法人福井県建築住宅センター	○	
一般財団法人さいたま住宅検査センター	○	○
ビューローベリタスジャパン株式会社	○	○
株式会社東北建築センター	○	
株式会社兵庫確認検査機構	○	○

機関名	住宅	非住宅 ²⁾
株式会社東日本住宅評価センター	○	
一般財団法人静岡県建築住宅まちづくりセンター	○	
株式会社新潟建築確認検査機構	○	
ハウスプラス住宅保証株式会社	○	○
ユーディーアイ確認検査株式会社	○	
一般財団法人山口県建築住宅センター	○	
一般財団法人愛知県建築住宅センター	○	○
一般財団法人ベターリビング	○	○
一般財団法人福岡県建築住宅センター	○	

(アンケート回答順)

- 1) 当協会にて会員機関向けに実施したアンケート「BELS 制度に係る意向調査アンケート」の集計結果に基づき作成しております。(実施期間:平成 28 年 2 月 18 日~2 月 22 日、回答数: 83 機関/121 機関中)
- 2) 既登録機関